

○伊東市総合計画審議会条例施行規則（昭和45年伊東市規則第4号）

（趣旨）

第1条 この規則は伊東市総合計画審議会条例（昭和44年伊東市条例第52号）第7条及び第10条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定める。

（専門部会）

第2条 伊東市総合計画審議会に専門部会を置く。

2 専門部会の名称及び担任事項は会長が会議に諮って決定する。

3 専門部会に属すべき委員は、会長が会議に諮って指名する。

（部会長及び副部会長の職務）

第3条 専門部会に部会長及び副部会長を置き、当該専門部会に属する委員の互選によってこれを定める。

2 部会長は会務を掌理し、当該部会を代表する。

3 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、これを代理する。

（会議）

第4条 専門部会は、部会長が会長に諮って招集し、会議の議長となる。

2 専門部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 専門部会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。

（報告）

第5条 部会長は部会の審議結果を会長に報告しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年10月29日伊東市規則第19号）

この規則は、昭和57年10月21日から施行する。

附 則（昭和61年3月31日伊東市規則第20号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。